

○茨城県立医療大学放射線障害予防規程実施細則

改正	平成7年7月5日	平成15年4月1日
	平成17年12月21日	平成26年3月31日
	平成27年7月22日	平成28年3月16日
	令和元年11月29日	令和3年2月25日
	令和5年10月1日	

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	登録申請（第2条－第4条）
第3章	管理区域への入退域（第5条－第9条）
第4章	放射線発生装置等の受入れ（第10条－第13条）
第5章	放射性同位元素等の使用（第14条－第18条）
第6章	放射性物質等の保管（第19条）
第7章	放射性物質等の廃棄（第20条－第23条）
第8章	放射性同位元素の払出し（第24条）
第9章	放射性同位元素の運搬（第25条－第26条）
第10章	測定（第27条－第30条）
第11章	教育及び訓練（第31条）
第12章	健康診断（第32条）
第13章	汚染及び被ばくに対する注意（第33条）
第14章	点検の項目（第34条）
第15章	補則（第35条）
	付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、茨城県立医療大学放射線障害予防規程（以下「規程」という。）の運用にあたり、その細目を定める。

第2章 登録申請

（管理区域への立入）

第2条 管理区域に立ち入るすべての者は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）及び放射線安全管理者（以下「安全管理者」という。）の指示に従い、法令、規程並びにこの細則に定める事項を遵守し、自他の放射線障害の防止のため万全の措置をとらなければならない。

2 主任者は、前項に違反した者又は違反するおそれのある者に、当該放射線業務従事者の放射線発生装置等の取り扱いを制限、又は許可を取り消すことを放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）に勧告するこ

とができる。

- 3 安全委員会は、前項による勧告を受けた場合、その事案について審査し、その結果を学長に報告しなければならない。学長が放射線発生装置等の取り扱いを制限、又は許可を取り消すことが適当と認めるときは、当該放射線業務従事者の放射線発生装置等の取り扱いを制限、又は許可を取り消すことができる。
- 4 管理区域に立ち入ることができる者は、規程第2条第13号にいう放射線業務従事者及び同条第14号にいう一時立入者とする。

(登録申請等)

- 第3条** 取扱等業務に従事しようとする者は、事前に「放射線業務従事者登録申請書(様式第1号)」を放射線安全管理室に提出すること。また、年度を越えて継続的に従事する場合にも、年度毎に申請を行うこと。
- 2 放射線業務従事者として登録された者のうち、R I 管理区域(実習棟2-1階の、作業室がある管理区域)に立ち入る者には、「R I 管理区域入退コード」を交付する。
 - 3 一時立ち入りを希望する者は、事前に安全管理者を経由し、主任者の許可を得ること。
 - 4 学外で放射線業務に従事しようとする者は、「学外施設における放射線作業届(様式第2号)」を放射線安全管理室に提出すること。
 - 5 学外の者が放射線業務従事者として登録する場合は、第1項の申請書の他、「放射線業務従事者登録にかかわる証明書・承諾書(様式第24号の1)」又は、「放射線業務従事者登録にかかわる証明書(様式第24号の2)」を放射線安全管理室に提出すること。
 - 6 放射線業務従事者の指定を受けている者が妊娠したときは、直ちに「妊娠に伴う線量限度適用申出書(様式第42号)」を、主任者を経由して学長に提出するものとする。

(密封されていない放射性同位元素の年間使用計画)

- 第4条** 密封されていない放射性同位元素の使用を希望する者は、「非密封放射性同位元素年間使用計画書(様式第3号)」を作業開始の30日前までに放射線安全管理室に提出すること。
- 2 使用できる密封されていない放射性同位元素の種類及び数量は、別表2のとおりである。
 - 3 密封されていない放射性同位元素の年間使用予定数量等が許可数量を超えるおそれのある場合は、安全委員会で調整を行う。

第3章 管理区域への入退域

(施設の利用時間)

- 第5条** R I 管理区域、放射線発生装置使用施設を利用できる時間は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除いた午前9時から午後5時までとする。
- 2 時間外に放射性同位元素、放射線発生装置を使用することは原則として認めない。ただし、事情により使用を希望する場合は、そのつど、放射性同位元素の場合は「時間外利用承認申請書(様式第4号の1)」を、放射線発生装置の場合は「時間外利用承認申請書(様式第4号の2)」を事前に放射線安全管理室に提出すること。
 - 3 時間外の施設利用は、前項の申請書に記載された作業責任者の責任において利用することとする。
 - 4 学生及び安全管理者が初心者と判断した者の単独による時間外の施設利用は認めない。

(R I 管理区域への入退域方法)

第6条 放射線業務従事者がR I 管理区域に入退域する場合は、出入口扉に設置された電気錠の読み取りリーダーで、交付を受けた「R I 管理区域入退コード」を読み取って開閉し、入退域すること。ただし、学生及び学外者の「R I 管理区域入退コード」には、電気錠の開閉権限が与えられていないため、「R I 管理区域入退コード」を読み込ませた上、放射線安全管理室に申し出て入退域すること。

(管理区域立入記録)

第7条 放射線業務従事者がR I 管理区域以外の管理区域に立ち入る際には、管理区域ごとに「放射線業務従事者管理区域立入記録(様式第5号の2)」「放射線業務従事者管理区域立入記録(様式第5号の3)」に必要事項を記入すること。

2 一時立入者は、管理区域に立ち入る際に、管理区域ごとに「管理区域一時立入記録(様式第6号の1)」「管理区域一時立入記録(様式第6号の2)」「管理区域一時立入記録(様式第6号の3)」に必要事項を記入すること。

(作業時間の制限)

第8条 管理区域内において放射性同位元素等を用いて作業できる時間は、次を超えないこと。

- (1) 貯蔵庫：1時間/週
- (2) 廃棄物保管室：1時間/週
- (3) 上記以外の管理区域：40時間/週(ただし、上記に立ち込んだ者は、その時間を差し引いた時間とする。)

(物品の持ち込み、持ち出し)

第9条 測定機器等の物品をR I 管理区域に持ち込む場合は、放射線安全管理室の了承を得ること。

2 R I 管理区域からの物品の持ち出しにあたっては、放射線安全管理室に申し出て、汚染の無いことの検査を受けること。

3 放射線安全管理室は、前項の検査の結果を、「汚染状況の測定記録(持ち出し物品)(様式第25号)」に記入すること。

第4章 放射線発生装置等の受入れ

(放射性物質の受入れ)

第10条 放射性物質を受入れようとするときは、「放射性物質受入れ申込書(様式第7号)」を放射線安全管理室に提出すること。

2 密封されていない放射性同位元素の受入れは、安全委員会で承認を受けた「非密封放射性同位元素年間使用計画書(様式第3号)」に記入した核種及び数量以外認められない。

3 新たに監督官庁の許可が必要となるときは、安全委員会で審議する。

4 放射性物質を購入する場合は、R I 規制法第4条第1項に規定する届出をした者宛に、放射線安全管理室で発行した注文書を使用し、事務局を通して購入手続きを行うこと。

5 放射性物質を他の許可届出事業所等から譲り受ける場合は、事前に譲り受け申請書等を安全管理者に提出

し、主任者の承認を得ること。

(放射性物質の受入れ記録)

第 1 1 条 安全管理者は、放射性物質を受入れたとき、「密封線源受入れ・保管・廃棄・運搬記録（様式第 9 号）」、「非密封放射性同位元素受入れ記録（様式第 10 号）」、「放射性同位元素譲渡し譲受け書（様式第 8 号）」に必要事項を記入すること。

(放射線発生装置の設置)

第 1 2 条 放射線発生装置を設置しようとするときは、事前に「放射線発生装置設置申込書（様式第 11 号）」を放射線安全管理室に提出すること。

(エックス線発生装置の設置)

第 1 3 条 エックス線発生装置を設置しようとするときは、事前に「エックス線発生装置設置申込書（様式第 12 号）」を放射線安全管理室に提出すること。

第 5 章 放射線発生装置等の使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第 1 4 条 密封されていない放射性同位元素の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用できる放射性同位元素の種類及び数量は、別表 2 のとおりである。
- (2) 事前に「作業計画書（様式第 26 号の 1）」を放射線安全管理室に提出すること。
- (3) 各作業室に掲示されている、種類、数量、時間等の条件を遵守すること。
- (4) 使用のつど、「非密封放射性同位元素使用・保管・廃棄記録（様式第 13 号）」に必要事項を記入すること。
- (5) 前号の記録簿は、1 日の作業終了後に放射線安全管理室に提出すること。
- (6) その他、規程第 27 条に規定されている事項を遵守すること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第 1 5 条 密封された放射性同位元素の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用できる放射性同位元素の種類及び数量は、別表 3 のとおりである。
- (2) 事前に「作業計画書（様式第 26 号の 1）」を放射線安全管理室に提出すること。
- (3) 各使用室に掲示されている、種類、数量、時間等の条件を遵守すること。
- (4) 使用のつど、「密封線源使用記録（様式第 14 号）」に必要事項を記入すること。
- (5) 前号の記録簿は、使用を終了したときに放射線安全管理室に提出すること。
- (6) その他、規程第 28 条に規定されている事項を遵守すること。

(標準線源の使用)

第 1 6 条 標準線源の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用のつど、「放射性物質使用記録（放射性同位元素を除く）（様式第 27 号）」に必要事項を記入すること。

- (2) 前号の記録簿は、使用を終了したときに放射線安全管理室に提出すること。
- (3) その他、規程第 29 条に規定されている事項を遵守すること。

(放射線発生装置の使用)

第 17 条 放射線発生装置の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 事前に「作業計画書（様式第 26 号の 2）」を放射線安全管理室に提出すること。
- (2) 使用のつど、「放射線発生装置使用記録（様式第 15 号）」に必要事項を記入すること。
- (3) 前号の記録簿は、使用を終了したときに放射線安全管理室に提出すること。
- (4) 放射線発生装置の実照射時間は、1 週間につき 40 時間かつ 3 月間につき 100 時間を超えないものとする。ただし、方向利用率を、下向き 1、上向き 0.5、右・左向き 0.25 とする。
- (5) その他、規程第 30 条に規定されている事項を遵守すること。

(エックス線発生装置の使用)

第 18 条 エックス線発生装置の使用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 事前に「作業計画書（様式第 26 号の 3）」を放射線安全管理室に提出すること。
- (2) 使用のつど、「エックス線発生装置使用記録（様式第 16 号）」に必要事項を記入すること。
- (3) 前号の記録簿は、使用を終了したときに放射線安全管理室に提出すること。
- (4) その他、規程第 30 条に規定されている事項を遵守すること。

第 6 章 放射性物質の保管

(放射性物質の保管)

第 19 条 放射性同位元素の保管は、次の事項を遵守すること。

- (1) 所定の容器に入れること。
- (2) 容器に亀裂、破損等を生じた場合でも汚染が広がらないように、受け皿にろ紙等の吸収材をひき、その中に保管すること。
- (3) 容器には、放射性同位元素の種類、数量、受入れ年月日、使用者名を明記すること。
- 2 作業室で使用した放射性同位元素は、使用後みだりに放置することなく、貯蔵庫に戻すか、廃棄処理を行うこと。
- 3 放射性同位元素を貯蔵庫より持ち出すとき及び返却するときは、安全管理者又はそれに準ずる者の立ち会いのもとに行うこと。
- 4 標準線源は、安全管理者が指定した場所に保管すること。
- 5 放射性物質等管理責任者は、保管中に地震等により転落及び転倒する可能性がある場合、その対策を行うこと。

第 7 章 放射性物質等の廃棄

(廃棄の制限)

第 20 条 次に掲げるものは、放射性廃棄物として廃棄することはできない。

- (1) 核燃料物質、核原料物質

- (2) ^{85}Kr , ^3H ガス等の気体状のもの
- (3) 揮発油, アルコール, 二硫化炭素等の可燃性液体
- (4) トルエン, ジオキサン等の有機溶媒
- (5) 人体からの排泄物, 血液, 血清及び病原体の付着したもの
- (6) 劇毒物, 爆発物及び自然発火するおそれのあるもの
- (7) 腐敗又は多量の気体を発生するおそれのあるもの
- (8) 破砕, 焼却等の減容処理を行ったもの
- (9) その他法令により禁止されているもの

(放射性同位元素等の廃棄)

第 2 1 条 密封されていない放射性同位元素等を廃棄する場合, 別図 1 の分類方法に従い分別して, 所定の容器に収納し, 廃棄物保管室に保管廃棄すること。

- 2 固体状の廃棄物は, 可燃物, 難燃物及び不燃物に仕分けし, 所定の容器に収納すること。
- 3 液体状の廃棄物は, 次の各号に従い廃棄すること。
 - (1) 無機廃液, 液体シンチレータ廃液及び有機廃液(液体シンチレータ廃液を除く)の別に仕分けし, 容器に入れること。
 - (2) 必ず中和してから所定の容器に入れること。
 - (3) 液体シンチレータ廃液は, 他の有機廃液と混合しないこと。
 - (4) 安全管理者又はそれに準じる者は, 放射性有機廃液焼却炉を運転する場合, 規程第 33 条第 4 項に規定されている事項を遵守し, 放射性有機廃液焼却炉運転マニュアルに基づいて行うこと。
- 4 動物死体等は, 次の各号に従い保管廃棄すること。
 - (1) 動物死体等を廃棄する場合, 動物乾燥装置で乾燥後, 所定の容器に収納し, 廃棄物保管室に保管廃棄すること。
 - (2) 動物乾燥装置を運転する場合, 装置に添付の取扱説明書に基づいた操作方法で行うこと。
- 5 放射化物は, 所定の容器に収納し, 放射化物の保管廃棄設備に保管廃棄すること。
- 6 廃棄のつど, 「非密封放射性同位元素使用・保管・廃棄記録(様式第 13 号)」, 「有機溶媒廃棄記録(様式第 17 号)」, 「乾燥動物廃棄記録(様式第 18 号)」又は「放射化物保管廃棄記録(様式第 41 号)」に必要事項を記入すること。
- 7 分別等の判断が困難なときは, 放射線安全管理室に申し出てその指示に従うこと。
- 8 安全管理者は, 保管廃棄された廃棄物を, 年 1 回以上, R I 規制法第 4 条の 2 第 1 項の許可を受けたもの(以下「許可廃棄業者」という。)に引き渡すこと。

(密封された放射性同位元素の廃棄)

第 2 2 条 密封された放射性同位元素を廃棄する場合, 放射性物質等管理責任者を經由して申し出, 安全委員会の承認を得ること。

- 2 安全管理者は, 廃棄する密封された放射性同位元素を許可廃棄業者に引き渡すこと。
- 3 安全管理者は, 密封された放射性同位元素を廃棄したとき, 「密封線源受入れ・保管・廃棄・運搬記録(様式第 9 号)」の該当欄に必要事項を記入すること。

(標準線源の廃棄)

第23条 安全管理者は、標準線源を廃棄したとき、「密封線源受入れ・保管・廃棄・運搬記録（様式第9号）」の該当欄に必要事項を記入すること。

第8章 放射性物質の払出し

（放射性物質の払出し）

第24条 放射性物質を払出すときは、事前に申請書等を安全管理者に提出し、主任者の承認を得ること。

- 2 払出す際、運搬等の手続きは、申請者本人が行うこと。
- 3 安全管理者は、放射性物質を払出したとき、「放射性同位元素譲渡し譲受け書（様式第8号）」の該当欄に必要事項を記入すること。

第9章 放射性物質等の運搬

（管理区域内の運搬）

第25条 管理区域内の運搬にあたっては、規程第32条第1項に規定されている事項を遵守すること。

（管理区域外の運搬）

第26条 管理区域外への運搬を希望する者は、規程第32条第2項に規定されている事項を遵守するとともに、事前に「放射性物質運搬願（様式第19号）」を放射線安全管理室に提出すること。

- 2 運搬を行った者は、「放射性物質運搬記録（様式第20号）」に必要事項を記入すること。

第10章 測定

（放射線測定器の点検及び校正）

第27条 安全管理者は、規程第35条及び第36条（第28条第1項第1号を除く。）に使用する放射線測定器は、点検及び校正を1年に1回行わなければならない。

- 2 安全管理者は、規程第35条の測定を外部委託する場合、測定に用いられた放射線測定器が適切に校正又は点検されたか確認すること。

（人の測定）

第28条 規程第36条第2項第1号の放射線測定器は、次の各号とする。

- (1) 放射線業務従事者 ISO/IEC17025 に基づく認定を受けた機関が提供する個人被ばく線量計
 - (2) 一時立入者 前条第1項に規定する点検及び校正を実施した電子式個人線量計
- 2 外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) 胸部（女子（第30条を適用するものを除く。）は腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）を測定すること。ただし、人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（腹部を測定する女子は「腹部及び大たい部」）以外の場合は、当該部位

についても測定すること。また、最大被ばく部位が上記3部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線についてはこの限りでない。

(2) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、前項の測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

3 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、体外計測法、バイオアッセイ法又は空気中の放射性同位元素濃度（又は使用数量）から摂取量を求めることにより算出する。

(実効線量及び等価線量の算定)

第29条 規程第36条第8項における実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

(1) 外部被ばくによる実効線量は、1センチメートル線量当量とすること。ただし、第28条第2項第1号に規定する3部位のうち、「胸部及び上腕部」（腹部を測定する女子は「腹部及び大腿部」）以外の測定を行った場合は、適切な方法により算出したものを外部被ばくによる実効線量とする。

(2) 内部被ばくによる実効線量は、前条第3項により算出したものとする。

2 規程第36条第8項における等価線量は、次のとおりとする。

(1) 皮膚の等価線量は、70マイクロメートル線量当量とすること。

(2) 眼の水晶体の等価線量は1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。

(3) 妊娠中の女子の腹部表面の等価線量は、1センチメートル線量当量とすること。

3 規程第36条第9項（同条第10項において読み替えて準用する場合を含む。）における期間は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間とする。

(女子の線量限度の適用除外)

第30条 放射線業務従事者の指定を受けている妊娠の意思がない女子が、主任者を經由して学長に「女子線量限度適用除外申請書（様式第29号）」を提出した場合、当該女子については、放射線を放出する同位元素の数量を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）第5条第3号に規定する線量限度の適用から除外することができる。ただし、電離放射線障害防止規則の適用を受ける者についてはこの限りでない。

2 前項の書面を撤回する場合は、「線量限度適用除外撤回申請書（様式第30号）」を主任者を經由して学長に提出すること。

第11章 教育及び訓練

(教育及び訓練の記録)

第31条 安全管理者は、教育及び訓練を行ったとき、「教育訓練の記録（様式第21号）」に必要事項を記入すること。

2 教育及び訓練を受講した者は、「教育訓練の記録（様式第21号）」の該当欄に捺印又は自署すること。

3 教育訓練の省略理由として、学会、研修会、講習会の参加、学生にあつては講義受講などの教育訓練に該当

する内容を加えることができる。その場合は、開催日や内容などの記録の写しを保存すること。

第12章 健康診断

(健康診断の記録)

第32条 放射線業務従事者が、初めて管理区域に立ち入る際に健康診断を受ける場合には、「被ばく歴調査記録(様式第22号)」に必要事項を記入し、放射線安全管理室に提出すること。

2 規程第40条により行う健康診断のうち、定期に受ける検査又は検診について、主任者、産業医及び放射線業務従事者本人が健康診断受診の必要性を認めないと判断した場合省略することができる。

3 前項により検査又は検診を省略した場合、「放射線業務従事者定期健康診断に関する問診票(様式第31号)」を使用し、問診を行うこと。

4 規程第40条により行う健康診断の結果の記録簿は、「電離放射線健康診断個人票(様式第23号)」を使用すること。

第13章 汚染及び被ばくに対する注意

(汚染拡大の防止)

第33条 放射性同位元素等を取り扱うにあたっては、汚染及び被ばくを防止するため、各種の防護材及び施設(紙タオル、手袋、シート類、フード、流し、トング、サーバイメータ等)を十分に活用するとともに、周囲の人への被ばくにも最大限に注意すること。

2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う際は、特に汚染しないように十分注意し、人体、器具、流し、フード、実験台、床等について必要に応じ汚染検査すること。

3 汚染のおそれのある物は、汚染した物として処理すること。

4 密封されていない放射性同位元素を取り扱う一連の作業を終了したときは、作業中移動した範囲の床、フード、流し及び履き物の底の汚染の有無を確認すること。

5 汚染あるいは予期せぬ被ばくを受けた場合には、単独で処理することなく、直ちに放射線安全管理室に報告し、指示に従うこと。

第14章 点検の項目

(自主点検の項目と頻度)

第34条 安全管理者は、規程第45条第1項に基づき、別表4に定める場所と項目について自主点検を行い、その結果を「自主点検記録(様式第32号の1から15)」に記録しなければならない。

2 安全管理者は、規程第45条第2項に基づき、別表1の様式について、年1回点検しなければならない。

3 安全管理者は、規程第47条第2項に基づき、災害時には別表4に定める点検を行うこと。

4 安全管理者は、第1項から第3項までの点検結果について、管理状況報告書を作成し、主任者を經由して安

全委員会へ提出しなければならない。

第15章 補則

(その他)

第35条 この細則について必要な事項は、安全委員会の議を経て、学長が定める。

附則

この細則は、平成7年7月5日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成17年12月21日から施行する。

附則

この細則は、平成26年3月31日から施行する。

附則

この細則は、平成27年7月22日から施行する。

附則

この細則は、平成28年3月16日から施行する。

附則

この細則は、令和元年11月29日から施行する。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年10月1日から施行する。

別表 1 様式一覧

- 第 1 号放射線業務従事者登録申請書
- 第 2 号学外施設における放射線作業届
- 第 3 号非密封放射性同位元素年間使用計画書
- 第 4 号の 1 時間外利用承認申請書
- 第 4 号の 2 時間外利用承認申請書
- 第 5 号の 1 放射線業務従事者管理区域立入記録
- 第 5 号の 2 放射線業務従事者管理区域立入記録
- 第 5 号の 3 放射線業務従事者管理区域立入記録
- 第 6 号の 1 管理区域一時立入記録
- 第 6 号の 2 管理区域一時立入記録
- 第 6 号の 3 管理区域一時立入記録
- 第 7 号放射性物質受入れ申込書
- 第 8 号放射性同位元素譲渡し譲受け書
- 第 9 号密封線源受入れ・保管・廃棄・運搬記録
- 第 10 号非密封放射性同位元素受入れ記録
- 第 11 号放射線発生装置設置申込書
- 第 12 号エックス線発生装置設置申込書
- 第 13 号非密封放射性同位元素使用・保管・廃棄記録
- 第 14 号密封線源使用記録
- 第 15 号放射線発生装置使用記録
- 第 16 号エックス線発生装置使用記録
- 第 17 号有機溶媒廃棄記録
- 第 18 号乾燥動物廃棄記録
- 第 19 号放射性物質運搬願
- 第 20 号放射性物質運搬記録
- 第 21 号教育訓練の記録
- 第 22 号被ばく歴調査記録
- 第 23 号電離放射線健康診断個人票
- 第 24 号の 1 放射線業務従事者登録にかかわる証明書・承諾書
- 第 24 号の 2 放射性業務従事者登録にかかわる証明書
- 第 25 号汚染状況の測定記録（持ち出し物品）
- 第 26 号の 1 作業計画書
- 第 26 号の 2 作業計画書
- 第 26 号の 3 作業計画書
- 第 27 号放射性物質使用記録（放射性同位元素を除く）
- 第 28 号
- 第 29 号女子線量限度適用除外申請書
- 第 30 号線量限度適用除外撤回申請書
- 第 31 号放射線業務従事者定期健康診断に関する問診票

第 32 号の 1 自主点検記録 (R I 管理区域共通事項)

第 32 号の 2 自主点検記録 (作業室・放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 3 自主点検記録 (作業室)

第 32 号の 4 自主点検記録 (汚染検査室)

第 32 号の 5 自主点検記録 (貯蔵施設)

第 32 号の 6 自主点検記録 (保管廃棄設備)

第 32 号の 7 自主点検記録 (排気設備)

第 32 号の 8 自主点検記録 (排水設備)

第 32 号の 9 自主点検記録 (放射線発生装置・放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 10 自主点検記録 (放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 11 自主点検記録 (放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 12 自主点検記録 (放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 13 自主点検記録 (放射性同位元素を使用する室)

第 32 号の 14 自主点検記録 (シミュレーター室)

第 32 号の 15 自主点検記録 (滅菌洗浄室)

第 33 号個人被ばく線量計紛失届

第 34 号管理区域内への表示付認証機器持込・使用記録

第 35 号個人被ばく線量測定結果の異常値に関する調査記録

第 36 号放射線業務に関する証明書

第 37 号貯蔵庫立入記録

第 38 号廃棄物保管室立入記録

第 39 号事業所外への放射性物質 (規制対象外) 持出記録

第 40 号管理区域内への放射性物質 (規制対象外) 持込記録

第 41 号放射化物保管廃棄記録

第 42 号妊娠に伴う線量限度適用申出書

第 43 号体外計測室非密封放射性同位元素使用記録

別表 2 使用許可を受けた密封されていない放射性同位元素の種類及び数量

核種	物理的状态	化学形等	年間使用数量	3 月間使用数量	1 日最大使用数量
			(MBq)	(MBq)	(MBq)
^3H	液体, 固体	すべての 化合物	1,480	370	37
^{14}C	〃	〃	1,480	370	37
^{18}F	〃	〃	2,960	740	74
^{22}Na	〃	〃	20	5	1
^{24}Na	〃	〃	7.4	3.7	0.37
^{32}P	〃	〃	5,550	1,850	74
^{33}P	〃	〃	740	370	37
^{35}S	〃	〃	3,700	1,850	74
^{51}Cr	〃	〃	74	37	3.7
^{56}Mn	〃	〃	14.8	7.4	0.37
^{59}Fe	〃	〃	20	5	1
^{57}Co	〃	〃	74	74	3.7
^{58}Co	〃	〃	7.4	7.4	0.37
^{60}Co	〃	〃	7.4	7.4	0.37
^{64}Cu	〃	〃	1,480	740	74
^{67}Ga	〃	〃	1,480	740	74
^{89}Sr	〃	〃	740	740	141
^{99}Mo	〃	〃	66,000	16,500	3,300
$^{99\text{m}}\text{Tc}$	〃	〃	66,000	16,500	3,300
^{111}In	〃	〃	888	222	74
^{123}I	〃	〃	7,400	3,700	370
^{125}I	〃	〃	5,550	1,850	74
^{131}I	〃	〃	740	370	37
^{137}Cs	〃	〃	74	20	2
^{153}Sm	〃	〃	740	370	37
^{152}Eu	〃	〃	14.8	7.4	0.37
^{198}Au	〃	〃	1,480	370	37
^{201}Tl	〃	〃	1,480	740	74

別表 3 使用許可を受けた密封された放射性同位元素の種類及び数量

核種	数量(MBq)	数	計(MBq)
^{55}Fe	37	1	37
^{22}Na	50	1	50
^{60}Co	13.506 111.189	1 1	124.695
^{133}Ba	370	1	370
^{137}Cs	37 370	1 1 1	407
^{241}Am	370	1	370
^{90}Sr	74 370 3,700	1 1 1	4,144
^{252}Cf	40	1	40
$^{241}\text{Am-Be}$	3,700	1	3,700

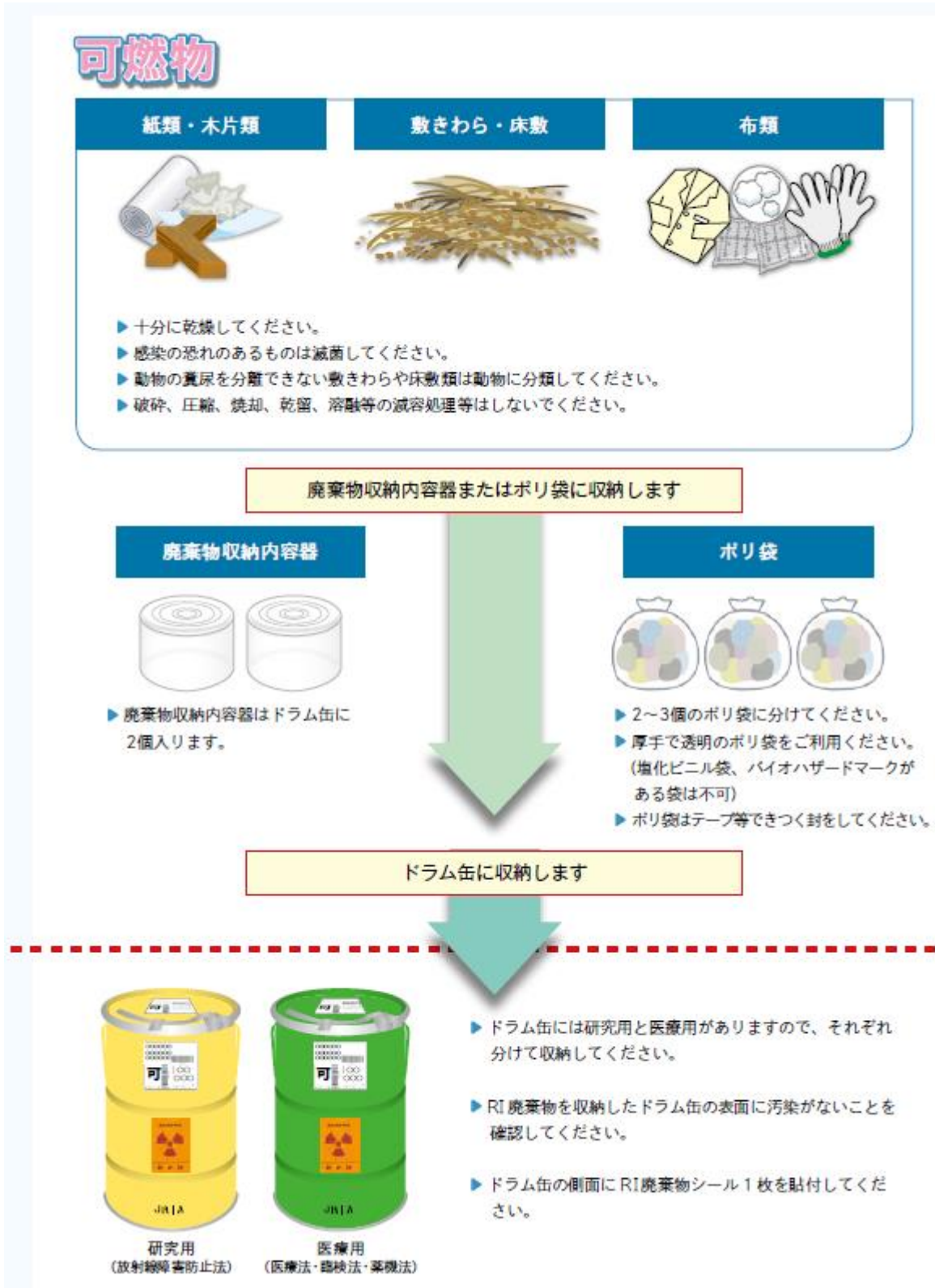
別表 4 自主点検記録の場所，項目並びに頻度

場所	項目	頻度
R I 管理区域 排気設備 排水設備 放射線発生装置使用施設 放射性同位元素使用施設 エックス線発生装置使用室	位置等	6 カ月に 1 回
	主要構造部等	6 カ月に 1 回
	遮蔽	1 カ月に 1 回 6 カ月に 1 回
	管理区域	
	設備	
	管理機器	

詳細は様式第 32 号を参照

(a) 可燃物

- ・ 十分乾燥してください。
- ・ 破碎、圧縮、焼却、乾溜、熔融等の減容処理等はしないで下さい。



(b) 難燃物

- ・十分乾燥してください。
- ・シリコン、テフロン、塩化ビニル製品、アルミ箔等、鉛加工品が混入すると焼却処理できないので特に注意して除いてください。
- ・ポリバイアル等の中の残液は抜いてください。
- ・破碎、圧縮、焼却、乾溜、熔融等の減容処理等はしないで下さい。

難燃物

プラスチック製品	ゴム・ポリ製品
	
<ul style="list-style-type: none">▶十分に乾燥してください。▶感染の恐れのあるものは滅菌してください。▶塩化ビニル、シリコン、テフロン製品は不燃物に分類してください。▶バイアル等に残った原液は抜いてください。▶破碎、圧縮、焼却、乾溜、熔融等の減容処理等はしないでください。	

廃棄物収納容器またはポリ袋に収納します

廃棄物収納容器



- ▶廃棄物収納容器はドラム缶に2個入ります。

ポリ袋



- ▶2～3個のポリ袋に分けてください。
- ▶厚手で透明のポリ袋をご利用ください。(塩化ビニル袋、バイオハザードマークがある袋は不可)
- ▶ポリ袋はテープ等できつく封をしてください。

ドラム缶に収納します



研究用
(放射線障害防止法)



医療用
(医療法・毒検法・薬機法)

- ▶ドラム缶には研究用と医療用がありますので、それぞれ分けて収納してください。
- ▶RI 廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶ドラム缶の側面に RI 廃棄物シール 1 枚を貼付してください。

(c)不燃物

- ・十分乾燥してください。
- ・注射針などの感染の恐れのあるものは滅菌してください。
- ・ガラスバイアル等の中の残液は抜いてください。
- ・破碎，圧縮，焼却，乾溜，熔融等の減容処理等はしないで下さい。

不燃物

金属・塩ビ製品	ガラス製品・アルミホイ	シリコン・テフロン製品	注射針
<ul style="list-style-type: none"> ▶十分に乾燥してください ▶感染の恐れのあるものは滅菌してください。 ▶注射針は必ず内容器に収納し、内容器の蓋に「針」と明記してください。 ▶注射針を内容器に収納しない場合は、市販の注射針回収ボックスや1辺10cmを超えない程度の缶に針を収納し、表面に「針」と明記してください。 ▶刃物や割れたガラスなど先端が鋭利なものは内容器に収納してください。 ▶バイアル等に残った原液は抜いてください。 ▶破碎、圧縮、焼却、乾溜、熔融等の減容処理等はしないでください。 			

廃棄物収納内容器またはポリ袋に収納します

廃棄物収納内容器



▶ 廃棄物収納内容器はドラム缶に2個入ります。

ポリ袋



- ▶ 2～3個のポリ袋に分けてください。
- ▶ 厚手で透明のポリ袋をご利用ください。(塩化ビニル袋、バイオハザードマークがある袋は不可)
- ▶ ポリ袋はテープ等できつく封をしてください。

ドラム缶に収納します



研究用
(放射線障害防止法)



医療用
(医療法・聴検法・薬機法)

- ▶ ドラム缶には研究用と医療用がありますので、それぞれ分けて収納してください。
- ▶ RI 廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶ ドラム缶の側面に RI 廃棄物シール 1 枚を貼付してください。

(d) 非圧縮性不燃物

- ・十分乾燥してください。
- ・ビニールシート等が破れないように梱包して下さい。
- ・時計部品は金属製ペール缶（中子）に封入してください。
- ・ドラム缶の蓋に容器込みの重量を記載してください。

非圧縮性不燃物

コンクリート	土壌	建築廃材	陶器・機械機器	多量のガラス板 多量の活性炭
				
<ul style="list-style-type: none">▶十分に乾燥してください▶感染の恐れのあるものは滅菌してください。▶割れたガラスなど先端が鋭利なものは内容器に収納してください。▶破碎、圧縮、焼却、乾留、溶融等の減容処理等はいしないでください。▶土壌については、土壌汚染対策法で定められている特定有害物質が含有されないことを証明してください。				

廃棄物収納内容器に収納するか、厚手のポリ袋・ポリシートで包みます

廃棄物収納内容器



- ▶廃棄物収納内容器の蓋を布テープで留めてください。
- ▶廃棄物収納内容器はドラム缶に2個入ります。

ポリ袋・ポリシート



- ▶2～3個のポリ袋に分けてください。
- ▶厚手で透明のポリ袋をご利用ください。（増化ビニル袋、バイオハザードマークがある袋は不可）
- ▶ポリ袋はテープ等できつく封をしてください。

ドラム缶に収納します



研究用
(放射線障害防止法)



医療用
(医療法・毒検法・薬機法)

- ▶ドラム缶には研究用と医療用がありますので、それぞれ分けて収納してください。
- ▶RI廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶容器込みの重量を60kg以下としてください。
- ▶ドラム缶の蓋に総重量を記載してください。
- ▶ドラム缶の側面にRI廃棄物シール1枚を貼付してください。

(e) 動物

- ・指定の容器（チャック付ポリ袋とポリエチレン製動物収納容器）を使用してください。
- ・十分乾燥してください。
- ・敷わら・おがくず等で糞尿を分離できないものは動物に分類してください。
 - ・破碎，圧縮，焼却，乾溜，熔融等の減容処理等はしないで下さい。

動物

動物死体・糞・ホモジネートしたもの	飼育用の敷きわら・床敷
	
<ul style="list-style-type: none">▶十分に乾燥してください。▶感染の恐れのあるものは滅菌してください。▶動物の糞尿等が付着していない敷きわらや床敷類は可燃物に分類してください。▶破碎，圧縮，焼却，乾溜，熔融等の減容処理等はしないでください。	

指定の動物収納容器に収納します

チャック付ポリ袋	動物収納容器	チャック付ポリ袋
		
①動物はチャック付ポリ袋に入れたうえで、内容に収納してください。	②内容物の蓋を布テープで留めて封をしてください。	③蓋を留めた内容をさらにチャック付ポリ袋へ入れてください。

▶動物収納容器はドラム缶に2個入ります。

ドラム缶に収納します



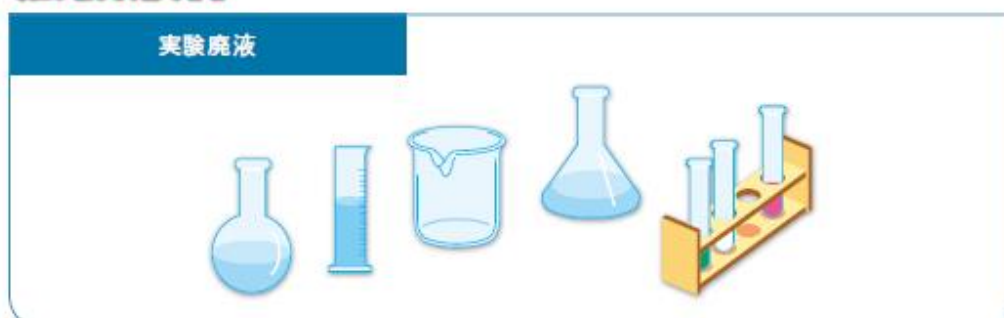
研究用
(放射線障害防止法)

- ▶RI廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶ドラム缶の側面にRI廃棄物シール1枚を貼付してください。

(f) 無機液体

- ・ 指定のポリびんを使用してください。
- ・ 高粘度の液体，可燃性液体は収納しないでください。
- ・ pH 値は 2～12 にしてください。
- ・ pH 調整には塩酸を使用しないでください。
- ・ pH 調整により塩濃度を高くしないでください。
- ・ 液量はポリびんの肩口までにしてください。

無機液体



指定のポリびんに収納します



- ▶ pHを必ず測定し、2～12であることを確認してください。
- ▶ pH調整では塩素を含む試薬を使用しないでください。
- ▶ pH調整によって液体の塩濃度が高くなり過ぎないようにご注意ください。
- ▶ pH調整を行う場合は、化学反応による気体や熱の発生等にご注意ください。
- ▶ 高粘度の液体、有機液体、固体廃棄物は収納しないでください。
- ▶ 液量は肩口までとし、蓋をしっかり締めてください。
肩口で 25ℓ 収納できます。

ドラム缶に収納します



- ▶ ポリびん表面、ポリ袋、緩衝材に汚染がないことを確認してください。
- ▶ RI 廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶ ドラム缶の側面に RI 廃棄物シール 1 枚を貼付してください。

(g) 有機液体

- ・指定のステンレス容器を使用してください。
- ・粘度はエンジンオイル程度を上限としてください。
- ・pH 値は4～10にしてください。
- ・pH 調整には塩酸を使用しないでください。
- ・ステンレス容器内で pH 調整を行わないでください。
- ・液量はステンレス容器の肩口までにしてください。

有機液体

液体シンチレータ廃液



▶ 集荷対象は液体シンチレータ廃液に限ります。液体シンチレータ廃液以外の有機液体は収納しないでください。

指定のステンレス容器に収納します



- ▶ pHを必ず測定し、4～10であることを確認してください。
- ▶ ステンレス容器内で pH調整を行わないでください。
- ▶ pH調整では塩素を含む試薬を使用しないでください。
- ▶ pH調整によって液体の塩濃度が高くなり過ぎないようにご注意ください。また、化学反応による気体や熱の発生等にもご注意ください。
- ▶ 粘度はエンジンオイル程度を上限とし、高粘度のものは収納しないでください。
- ▶ 腐食の原因となるため、ステンレス容器内面のテフロンコーティングに傷をつけないでください。
- ▶ 液量は肩口までとし、蓋をしっかりと締めてください。肩口で25ℓ収納できます。

ドラム缶に収納します



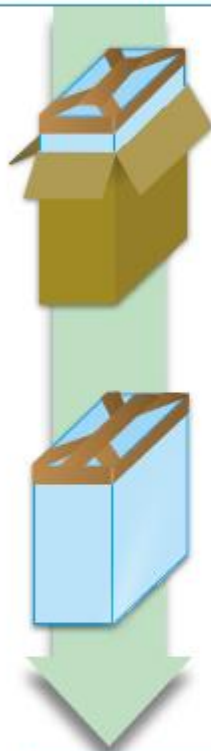
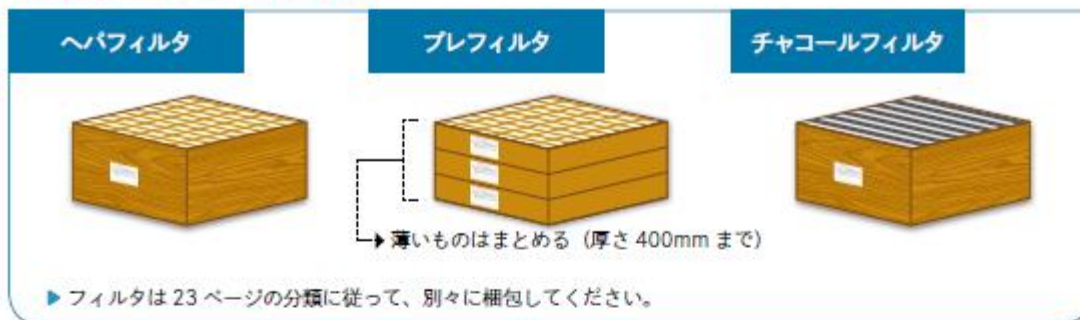
研究用
(放射線障害防止法)

- ▶ ステンレス容器表面、ポリ袋、緩衝材に汚染がないことを確認してください。
- ▶ RI 廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染がないことを確認してください。
- ▶ ドラム缶の側面に RI 廃棄物シール1枚を貼付してください。

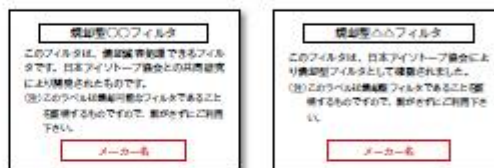
(h) 焼却型フィルタ

- ・ポリシートと段ボール箱で梱包してください。
- ・ヘパフィルタとプレフィルタは別梱包にしてください。
- ・厚みが薄いプレフィルタは5～6枚にまとめて梱包してください（400mm以下まで）。

焼却型フィルタ



注 フィルタの本体に「焼却型フィルタラベル」が貼付されているものが、焼却型フィルタです。



(例) 焼却型フィルタラベル

- ① ポリシートまたはポリ袋で梱包し、合わせ目を隙間なく布テープで留めます。
ポリシートまたはポリ袋は厚手で無色透明のものをご利用ください。(塩化ビニル製品は不可)
- ② 段ボール箱に収納し、開口部を布テープで留めます。
- ③ さらにポリシートまたはポリ袋で梱包し、合わせ目を隙間なく布テープで留めます。

梱包表面の広い面と狭い面にバーコードラベルを1枚ずつ貼付します

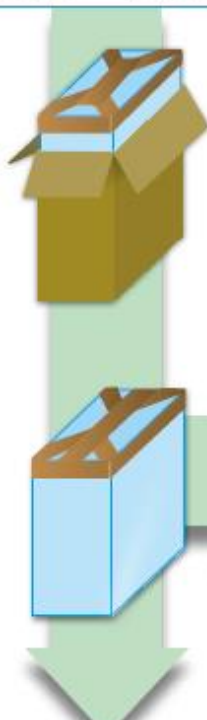
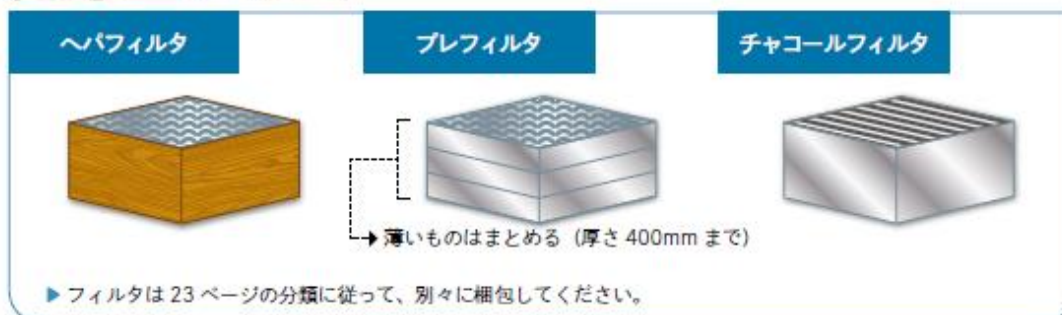


- ▶ フィルタのバーコードラベルは、「R1 廃棄物集荷日時のご連絡」と共に送付いたします。
- ▶ フィルタ梱包表面に汚染や破れがないことを確認してください。

(i) 通常型フィルタ

- ・ポリシート、段ボール箱及び木箱（木箱はチャコールフィルタのみ）で梱包してください。
- ・木箱にはその表面に総重量を記載してください。
 - ・ヘパフィルタとプレフィルタは別梱包にしてください。
- ・厚みが薄いプレフィルタは5～6枚にまとめて梱包してください（400mm以下まで）。

通常型フィルタ



- ① ポリシートまたはポリ袋で梱包し、合わせ目を隙間なく布テープで留めます。
ポリシートまたはポリ袋は厚手で無色透明のものをご利用ください。（塩化ビニル製品は不可）
- ② 段ボール箱に収納し、開口部を布テープで留めます。
- ③ さらにポリシートまたはポリ袋で梱包し、合わせ目を隙間なく布テープで留めます。

チャコールフィルタ



- ④ チャコールフィルタは、さらに木箱で梱包します。
板材は厚さ12mm以上のものをご利用ください。

▶ 隙間や釘の飛び出しがないようにしてください。

梱包表面の広い面と狭い面にバーコードラベルを1枚ずつ貼付します



- ▶ フィルタのバーコードラベルは、「R1廃棄物集荷日時のご連絡」と共に送付いたします。
- ▶ 50kgを超えるチャコールフィルタは、木箱表面にその総重量を記載してください。
- ▶ フィルタ梱包表面に汚染や破れがないことを確認してください。